

令和5年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果概要

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置者は、大気基準適用施設にあっては排出ガスについて、水質基準適用事業場にあっては排出水について、また、施設が廃棄物焼却炉である場合は、排出ガスと併せてばいじん及び燃え殻について、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、都道府県知事又は中核市の長に報告することになっており、報告を受けた都道府県知事又は中核市の長は、自主測定の結果を公表するものとされています。

令和5年度に当市に報告のあった自主測定結果を次のとおりとりまとめたのでお知らせします。

1. 排出ガスの測定結果

令和5年度に排出ガスを測定する義務のある施設は19施設で、すべての施設で大気排出基準※1に適合していました。

表1 排出ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類	対象施設数	報告施設数	測定結果（最小～最大） （単位：ng-TEQ/m ³ N）	排出基準※1 超過数
廃棄物焼却炉	16	16	0～0.74	0
製鋼用電気炉	1	1	0.025	0
亜鉛回収施設 （溶鋳炉）	1	1	0	0
亜鉛回収施設 （焼結炉）	1	1	0	0
計	19	19	-	0

2. 排出水の測定結果

令和5年度に排出水を測定する義務のある工場・事業場（以下「事業場」という。）数は2事業場であり、すべての事業場で水質排出基準（10pg-TEQ/L）に適合していました。

表2 排出水中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類	対象事業場数	報告事業場数	測定結果 （単位：pg-TEQ/L）	排出基準 超過数
亜鉛回収施設	1	1	0.42	0
パルプ漂白施設	1	1	0.031	0
計	2	2	-	0

3. ばいじん及び燃え殻の測定結果

ばいじんを測定する義務のある施設数は 11 施設、燃え殻を測定する義務のある施設数は 16 施設であり、処理基準 3 (ng-TEQ/g) 超過数は 2 件ありました。

表 3 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

項目	対象施設数	報告施設数	測定結果 (最小～最大) (単位: ng-TEQ/g)	3 (ng-TEQ/g) 超過数
ばいじん	11	11	0～3.1	1※2
燃え殻	16	16	0～3.5	1※3

※1 排出基準は施設の規模等によって異なる。

※2 平成 12 年 1 月 15 日に既に設置されている廃棄物焼却炉であり、その施設から排出されるばいじんをキレート処理、セメント固化しているため処理基準が適用されない。
(平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号)

※3 処理基準 3 (ng-TEQ/g) を超過する燃え殻については、特管燃え殻として適正に処分されたことを確認した。